

西欧諸国の学校における人権教育

福田 弘

はじめに

それでは「西欧諸国の学校における人権教育」というテーマでお話したいと思います。実は、私は、理学部の化学科の学生として出発したのですが、20歳になったある時、偶然、『ペスタロッチの生涯』という本に出会い、コースを教育の方に変えました。

ペスタロッチという人がチューリヒに生まれた頃は、貧富の差が激しく、都市の富豪が政治を牛耳り、田舎の住民は、ほとんど人権を認められていない、経済的にも政治的にも圧迫されているという状況でした。そういう中で、彼は、一番最下層にいる人々も同じ人間であるということ、また、当時救貧政策というのは、だいたいお金を出してパンを食べさせるような慈善事業に終始していたわけです

が、そうではない、人間は皆内側に素晴らしい才能の芽を持っているんだ、尊厳を持っているんだ、それを政治が、あるいは教育によって、十分に展開させてあげることができれば、人民はどんな人であっても自分の力で生きられるんだ、そういうことを唱え、実践した人です。本当に恵まれない最下層の人々の為に、生涯を使った人でした。ペスタロッチのこのような人間愛・正義感というものに魅せられ、私は20歳の時にコースを変えました。それ以来20何年間、ペスタロッチ研究、特に、彼の宗教・道徳教育思想に関心を持ってやってきました。

大学院を出てから、東京の国立教育研究所に7年ばかり勤めましたが、道徳教育の研究室で、ヨーロッパ諸国における道徳教育の動向・課題を研究対象としていました。幸い、その間一年間、チューリヒに滞在し、かねがね願って

いたスイスの社会そのものを見る、学校そのものに接する機会を得ることができました。

それから約5年後の一九八三年に、たまたま、東京の研究所時代にお知り合いになっていた方で、今日のお話の中心になる欧州協議会の教育部長をなさっている方のお取りはからいで、ウィーンで開かれた『西欧諸国の学校における人権教育に関するシンポジウム』に、オブザーバーとして参加することができました。

一方、5年程前から奈良教育大学に奉職することになり、一度、同和教育の総合コースで三コマ分ですが講義をする機会が与えられました。

このような経過があり、今日は、西欧諸国の、特に学校において人権教育がどのようになされているのか、できるだけ具体例に即して、お話ししたいと思います。

一、世界人権宣言三〇周年と人権教育の活発化

実は、一九七八年に、世界人権宣言は30周年を迎えました。これを境に、特にヨーロッパ諸国において、人権教育をめぐる動きが活発化してきました。

この背景として三点ばかりあげることがができます。まず第一に、不況に伴う失業者の激増があります。やや古い資

料ですが、イギリスにおいて、失業者数は、一九八一年に二四二万人、今日では三〇〇万人を越えています。『エコノミスト』7月9日号で、さかのぼった数字を見ると、一九七五年に九〇万人(三・九%)、一九七八年に一二九・九万人(五・五%)、そして一九八二年には倍増以上の二七九万人(一一・六%)となっています。これを別な観点から見ると、一九八三年五月に、ヨーロッパ全体で失業者は一七〇〇万人、しかもそのうち40%が25歳以下の青少年層であり、若年労働者が就職できずにいるのです。だから、高校生や大学生にとって、『大学は出たけれど』という状況が目前にあり、『いくら勉強してもダメだ』という不安や不満が、ストレスとなってたまっています。78年当時に訪れたチューリヒは、非常に治安が良かったのですが、5年後に再び訪れると、駅の地下で中学生ぐらいの子供が、タバコを吸ったり、奇声をあげたりしているのを見て驚きました。友人の話では、中学生たちの間にまで、麻薬がはびこり、麻薬を買うお金が欲しい為に、ひたたくりをする子供が増えているということです。失業とか、将来夢が持てない状況が、青少年の心の荒廃を招いているということに、胸が痛む思いがします。

第二は、非寛容・人種差別・テロの激増です。先に述べた失業者の激増から、人種差別問題も起っているの

です。例えば、ドイツには、四〇〇万人ものトルコ人を中心とするガストアルバイターと呼ばれる移民があり、安い賃金でドイツ人が嫌がる仕事もやってきました。西ドイツの戦後の経済復興は、彼らに拠る所が大きいのですが、彼らは不況になると、まず最初に首を切られます。しかし、祖国へ帰っても生きていけない為に、そのまま定住するケースが増えています。そこで、ドイツ人の間にネオ・ナチ的な反感が生じ始め、『俺達が就職できないのはあいつらのせいだ』というわけで、実際に、暴力事件や迫害が起こっています。一九七八年に、ヨーロッパでも、アメリカのテレビ映画『ホロコースト』があちこちで放映されたのですが、それによって、潜在化していたネオ・ナチ的、ファッショ的動きが顕在化してきました。『ルポ・ヨーロッパNOW』によると、ネオ・ナチは、数年前に74団体、約2万人がアクティブ、一九八二年には殺人・爆弾事件11件、四〇〇万人(全体人口の約六・五%)の外国人労働者に対するムードが険悪化してきているとのことでした。

世界人権宣言30周年一本当は中味を充実する意味で持たれたのが、逆にそういうものを引き起こしてしまいました。

そして第三に、ヨーロッパ社会そのものの変質があげられます。旧植民地や安い労働力ということ様々な国が

ら様々な人々が入ってきて、多文化的性格を濃厚に持つようになってきたのです。これまでは、ヨーロッパの道徳教育というのは、ほとんど宗教教育で十分であり、キリスト教教育即宗教教育でした。それが、トルコ人、インド人、パキスタン人、アフリカ人が大量に入ってきたことで、宗教が一本化できないことや、宗教の時間があっても受けられない子供が増えてきて、宗教教育だけでは不十分になってきました。自分と違ったイデオロギーや宗教思想を持つ人々に対して、敵意を抱いたりアグレッシブになったり、青少年の中にも非寛容・差別・テロに通ずるものが、かもし出されています。

このような状況を、ヨーロッパ諸国の政治家達は、非常に危険視しています。政治家自体が気付くということには、ヨーロッパ的民主主義の健全さの一面を示しているといえるでしょう。一九八三年に私が帰国した当日の日本の新聞には、学校教科書の中から『人権』や『権利』という言葉が減らされ、『義務』や『責任』という言葉が強調されようとしていることが書かれてあり、ヨーロッパとのあまりの違いにショックを受けました。

ヨーロッパでは、今の時点で何とかしなければならぬということ、そういう状況に対する危機感、民主主義擁護の立場から、その基本となる人権の擁護が重要であると

いう認識のもとに、世論として、また、政府主導の形で学校における人権教育の組織化・強化がなされてきたのである。

二、西欧の学校における人権教育の体制

では、こういう危機認識の中で、学校における人権教育が、どのような組織・図式の中で進められているかを、お話しします。

そこで、まず触れなければならないのは、欧州協議会です。これは、今日のヨーロッパの各学校段階で人権教育を活発に進めているものですが、どんな経過を経て成立し、どんな活動をしているのか、少し述べたいと思います。皆さんもご存じのように、一九四五年に第二次世界大戦が終わった時、非常に短い期間に二つの大きな戦争を経験したことで、ヨーロッパでは、圧政・独裁に対する警戒心が強まりました。この年、国連憲章が成立し、基本的人権を再認識しましたが、しかしこの時点では、これは理想に過ぎず、違反した国に対する制裁はありませんでした。そんな時、イギリスのチャーチルを中心に、ヨーロッパ統合が叫ばれました。彼は一九四六年にチューリヒで、新たにあり種の欧州合衆国を建設したい云々という演説を行っており

ます。この流れの中で、一九四八年に、オランダのハーグにおいて、経済的政治的同盟に基づいて、固有の欧州総会を持つ欧州協議会を設立しようということが決定されました。また同年に世界人権宣言が国連で成立しました。こうして一九四九年、フランスのストラスブールに本部を置く、欧州協議会が成立したのです。これは初めから、世界平和・一つのヨーロッパという、二度と戦争・独裁・ファシズム的なものを許さないという決意のもとに、人権と基本的自由の維持を大きな目的としてつくられました。経済的政治的結合体ではなく、その理念に、「共有財産である理想と原則を維持し、実現し、かつ社会的経済的進歩を促進させる目的で、加盟諸国の相互間の一致を達成する」、それを目的とする組織であることが謳われています。ただ、欧州協議会は政治的には権限が弱い、つまり、決議はするが、それを実際にやらせるまでの力が弱いということがあります。しかし、欧州協議会は、一定の基本的権利と自由の集団的国際的保障を目的として、早速、「欧州人権協定」をつくりました。これは、協議会発足と同時に着手され、一九五〇年にはヨーロッパ15か国の首相が調印、一九五三年から効力を発揮し、一九八五年現在で21か国、西ヨーロッパのほとんど全ての国が批准しています。世界で初めての人権に関する協定で、国際協定ですから、

破った場合には制裁があります。内容は、市民的政治的権利や自由、例えば、生存権、自由権、人身の安全権、公正な司法を受ける権利、思想・良心・信仰の自由、表現の自由、平和的集会の自由、結婚の自由、個人的家族生活の自由等が尊重され、保障されるというものです。旅行者であってもこの協定の適用を受けることができ、第一条に、「国は、その司法権の及ぶ全ての者に、協定で定める権利と自由を保障する」と謳っているように、あらゆる司法権のもとにある個人、集団の人権を保障しています。そして有効に人権保障がなされるように、欧州人権委員会、欧州人権裁判所、欧州協議会外相会議の三つの大きな機構があります。各国間、個人間どちらもの人権侵害問題がこれの対象となっており、一九五三年から七八年までの25年間に、八、一―三件の申請があり、そのうち、人権委員会が協議した結果、重大と認められたものが一七四件で、それが裁判所で扱われました。このように、確実に効力を発揮しています。解決方法としては、提訴がとりあげられると、まず和解が勧められ、それがダメな場合には、人権裁判所で判決が下されるか、欧州協議会大臣会議で判決が下され、これで最終的な結論が出されるというように、三段構えで人権が保障されるようになっていきます。

三、欧州協議会の人権教育プログラム

欧州協議会というのは、そういうメカニズムを持っているわけですが、特に、人権教育に積極的な関わりを持っています。そして、現在、四つの主題を抱えて、人権教育プログラムに取り組んでいます。

一つは、協議会の人権保障範囲の拡大、つまり、こういう権利もこういう自由もこれに含めていこうという努力、特に公民権、政治的権利などを充実させたい、というものです。

二つめは、人権協定の機構改善、特に、個人の位置を強化する方向で機構を改善したい、ということが謳われています。三つめは、人権に関する論争的諸問題の研究討議で、国連や他の国際的組織で提起される人権に関する問題を、欧州協議会でもとりあげていこうとするものです。四つめは、人権に関する教育及び情報の増進です。ここで、特に問題になるのは、初等学校・中等学校以外の学校、教育機関における人権教育で、例えば、大学で警察官、弁護士等、人権にとりわけ関わるような職業に就こうとする学生には、特別コースを設けて、人権の教育を行ったりしています。

そして、一九七八年には、人権教育に関する政策宣言に

よって、「人権教育を、あらゆるレベルの学校教育及び職業教育において、適切に行われなければならない」ということを、初めて政策として打ち出しています。恐らく先に述べた背景や、あるいは、25年たったけれどもまだまだ現実化していない、という意識のもとに、こういう政策が出されたのでしょう。

さらに、人権研究を奨励したり、欧州人権賞を設けて、人権促進のうえで貢献のあった個人や団体に与えたり、人権保障の公衆向けパンフレットを配布したりしています。

欧州協議会は、このような活動を行っているわけですが、実は、初等・中等教育における人権教育には、文化協力協議会という担当する専門部局があります。これは、専門家委員会と協力しながら、学校教育及び職業教育における人権教育の推進に力を入れており、例えば、一九七八年から八三年にかけて、様々な委員会、セミナー、シンポジウムを開いています。特に、中等学校（中学校・高校）レベルにおける人権教育にまず取り組み、一九七八年一月には、中等学校における人権教育専門家委員会というものを開いて、ここで、ヨーロッパの諸学校では、人権教育はどのように行われているか、そこでどういう問題があるかというような調査に基づき、中等学校教員用に何か手引書を作らなければならない、ということをお勧めしています。

七八年の欧州協議会大臣会議が一つの決議をしているわけですが、その決議の見解を補充するような文書を出すこと、三つめは、一九八四年から八六年にかけての期間に文化協力協議会が、どんなことをやればいいのかについての報告を出すことでした。

一応、欧州協議会が、どんな性格のもので、どんな活動をしてきたかということは、お分り頂けたと思います。

四、人権教育をめぐる論議

次に、様々な会議で討論されてきた問題のポイントを、私なりにまとめて、いくつか述べてみたいと思います。

まず、人権教育の目的・内容・方法等についての一般的な論議に関してです。一つは、人権教育の目的と本質についてですが、これは、『世界人権宣言』、『欧州人権協定』の主旨、即ち、「人権の承認、理解及び遵守は、平和への道であるばかりでなく、世界の自由、公正及び平和の基礎である」ということに鑑み、公正と平和の為の継続的な貢献をなすこと、これが一番大きな意味での人権教育の目的とされているというと思います。さらに具体化してくると、「人権が共存の基礎をなしているような共同社会（例えば、家庭、学級、学校、町、国、世界など）へ向け

そして、八〇年五月には、後期中等教育段階の人権教育に関する教員セミナー、つまり、高等学校段階の人権教育に関する教師達の為のセミナーを開いています。八一年六月には、初等学校における人権教育専門家委員会を開き、そもそも人権教育とは何なのか、どういう範囲のものであるべきか、小学校における人権教育で有効な教授方法は何なのか、また、教師がやろうと思っても材料がなく、やれば、親や上司から文句を言われる等、色々な問題があり、さしあたり、初等教師用の手引書を何か作らねばならないが、その内容をどうすればよいか、というような事が検討されています。同じく八一年八月に、前期中等教育段階の人権教育に関する教員セミナーが開かれています。

その他に、ヨーロッパ・ユースセンターで、非寛容に関する協議セミナーが開かれており、そういう様々なワークショップ、セミナー、シンポジウムの総括の意味で、八三年五月に「西欧の学校における人権教育に関するシンポジウム」が開かれたわけです。ここでは、一九七八年から八二年にかけて、文化協力協議会がやってきた諸活動の中で、様々な委員会、セミナーの中で出された、様々な見解に照らしながら、ヨーロッパ諸国の初等・中等教育での人権教育に関する広範な討論の締め括りを行う、これが一つの目的でした。二つめは、その討論に基づいて、既に一九

の教育」が、一つの定義的なものとしてあげられています。要するに、お互いに共存する、共に生きていく共同社会の中で、いかにして一人一人が準備されていくかというレベルでの人権が考えられているのです。それから、これはあってはならないことですが、人権が濫用され蹂躪されているような状況に、照明を与えるような教育、また、公正、平和、自由、尊厳、平等、諸権利、効果的な政治的認識などの概念の理解及びそれらへの共感の育成を援助するような教育、即ち、民主主義だとか人権とかいう基礎概念を理解させ、子供達の中に、それは大事なんだなという感覚を生みださせ育てさせるような教育、そして、若い人達に、民主的で多文化的社会における生活の為に準備してやる教育、こういう教育も人権教育として扱えられています。

五、人権教育の具体的内容

さて、こういう目的を持った人権教育で、一体どんな内容を扱い、教えていくのか、という点についてお話ししたいと思います。

一つは、公正、正義、全ての人の平等な処遇などについての知識と経験を与える、これが直接的な内容ですが、これと共に、次のようなものを含みます。「他人と共に活動

したり討論したりする経験、民主的な手続きにより変革の為に活動する実践的練習、社会における集団や施設の運営に自信を持って参加できるように生徒を準備させる経験学習」などです。日本の道徳教育だとか人権教育だとかいうものの内容は、例えば、道徳教育をとってみると、この時間は思いやりを、この時間は正直を、この時間は整理整頓を、というように、内容項目をあげて、それを教えるようになっていっている場合が多いと思います。しかし、思いやりと正直は対立することもあるわけで、内容だけでいこうとすると、色々な問題があります。これと絡めて考えて、ヨーロッパで非常に面白い発想だと思ふのは、スキル(技能)です。内容のカテゴリーに入るのでしょうか、獲得を指すべきスキルとして、次の四つがあげられています。一つめは、文章表現及び口頭表現(例えば、討論する能力を含む)のような言語発達と結びついたスキルです。二つめは、種々のソースからの資料を収集して分析し、公平で均衡のとれた結論に到達する能力、あるいは偏見、ステレオタイプ、差別を見極めたり、マスメディアを批判的に理解するスキルです。三つめは、差異を認識し受容すること、肯定的で圧制的でない人間関係をうちたてるような社会的スキルです。日本人というのは、集団埋没的で、他人と違っていることを避ける傾向がありますが、これも、いじめ

の原因の一つだと思ふます。ヨーロッパでは、特に、言葉が違ふ、皮膚の色が違ふ、宗教が違ふ、この違ふということを受けとめられない為に迫害が起こるということで、このこと、つまり差異を受容することを非常に重視しているわけです。人間は、それぞれ個性があり、ひとりひとり違ふのだから、お互い、その違った人間を尊重しあおうじゃないかという発想です。そして四つめは、非暴力的方法で、葛藤を解決したり、責任を取ったり、集団的決定に参加したり、地域、国家、欧州、世界といった各レベルでの人権擁護のメカニズムを理解し、活用するなどのアクションスキルです。つまり、ただ講義を聞いているだけでなく、自分で行為者として加わることを強調しています。例えば、非暴力的方法で問題を解決することを学ばせる為に、ロールプレイや劇という手法がとられています。次に、日本でよく使われているような意味での内容領域を五つあげます。

一つめは、他の人々や集団について知ることです。皮膚の色が違う人々と会う、言葉の違う人々と会うというように、実際に見聞することで、あるいは、言語を知ること、別の考え方や生まれの人々について知ることができまふ。二つめは、学級、学校、近隣社会において、他人と折り合いよく生きることです。偏見、紋切り型の態度、軽蔑

的な呼び名を捨てる、異なる背景を持つ人々に自信を持つて、しかも尊大になることなく近づける能力を発達させることです。三つめは、不公正、不公平(性差別、人種差別を含む)を知覚すること、四つめは、人権の為の継続的普遍的闘争における重要な人物、事件、運動などを基礎認識として与えることです。そして五つめは、欧州及び世界における歴史上の、あるいは今日の主な人権侵害の例、人権が蹂躪されている状況に照明をあてて、そういうことがあってはならないという気持ちを抱かせると同時に、いかにして防いだらよいかを学習させることです。

では、方法上の留意点としてしばしば議論されるものを、いくつかまとめてみたいと思ふます。一つは、特設教科として人権をやる方法にとらないのが原則だということです。全教科を貫く原理としての人権という観点に立って、どんな教科を扱う場合にも、人権が最も重要であり尊重されなければならぬことを、どの教師も意識してやるということです。二つめは、十分な情報と選択の機会の保障です。いわゆるプロパガンダといって、ファシストやネオ・ナチストは、年端もいかない子供達に、『ユダヤ人はこういう連中だ』というような宣伝攻勢を盛んにかけます。これに対して、教育者達は、そういう宣伝が間違っているということを見抜く力を与える必要があるのです。それから、技

術的な問題になりますが、ヨーロッパでは、「ドラマ化」が教育技術として、非常に高く買われています。子供達に脚本を書かせ配役をやらせて、実際にやってみる、また、それを見て、討論することで、他人の身になるということ、文字通りやってみるのです。これは、子供達の内面に訴えかけるのに有効です。その他、ロールプレイや、こういうことをやったらどうなるだろうかということ場面を設定してやらせるシミュレーションというようなアクションスキルにつながるものが強調されています。また、視聴覚教材にも力が入れられており、私が見たオーストリーの高等学校では、シェークスピアの劇のビデオ化されたものを見て、極めて活発に生徒が討論し、人権の問題に焦点をあわせて考える授業が行われていました。それから、学級、学校自体の民主的社会的モデル化です。教師がやたら威張っていたり、校長が管理主義的で子供のことを考えない、民主的運営がなされていない学校で、いかにして民主的教育ができるか、人権教育ができるかというところに問題を発見しているわけです。この間のシンポジウムでも、学校の雰囲気、一つの大きなテーマになっていました。学校そのものが、人権を大事にするような空気になっている時に、人権教育はうまくいくという発想です。今日の心理学や教育学でも大きな問題となっているところですが、これ

はヒドウン・カリキュラム (Hidden curriculum) と呼ばれており、学級、学校の雰囲気、先生の生きざまなどが、知らず知らずのうちに生徒には大きく影響するということへの注目です。

他に、発達段階に応じた子供中心の教授方法が、しきりに強調されていました。例えば、10歳以下の子供に難しい言葉で教えてもあまり効果がないということや、あるグループが発表しています。

六、西欧の学校における人権教育の課題

では最後に、人権教育をめぐる、今日、ヨーロッパの学校では、どんな問題が指摘されているのか、あるいは取り組まれているのか、ということに触れてみましょう。

一つは、教師教育が不十分である、つまり、教員養成の学部や学生や現職教師に対する人権教育が不十分であるということや、七八年の段階で、あらゆる学校レベルで人権教育に力を入れなければいけないということが言われているけれども、いざやるとなると、教師の方が困ってしまうのです。だから、今、盛んに、現職教育で講習会、ワークショップを開いて、そういうことを考えています。二つめは、担当教師に対する親や上司の批判、三つめは、内

容や方法に対する親の抵抗、そして四つめは、今ある教科を教えるだけで手一杯なのに、これに人権教育が入れられたら、という教師自身の抵抗感です。その他、教材や資料が不足しているとか、児童があまり関心を持たないとか、非民主的な学校の実態をいかに変えるか、というようなことが話題になっていました。

さて、次に実際には、どのような教材を使って、どのような形態の授業が行われているのかについて、例をお話ししましょう。

西ドイツのラインラント・プアルツでは、新聞の切り抜きで、生の時事問題を教材化するというような、中学校段階の人権教育の教材が開発されていました。また、オーストリーの田舎の高等学校では、母国語はドイツ語ですが、英語の授業で人権侵害の起こっている南アの首相あてに、英語で手紙を書いています。これらは、押しつけや先生が言うからではなく、生の問題に子ども達が関わって、本当の憤りや同情を憶えるような授業になっていました。

それからもう一つは、教材といっても今のと趣きを異にしていますが、ジュネーブ大学のマサランティ教授中心に、『平和の手段としての学校の為の世界協会』と協力して進められているプロジェクトがあります。これは、『世界人権宣言』の硬く難しい文章を、子ども達や、不幸にし

て子ども時代に教育を受けられなかった人々が、読んでもよく分るテキストを作り、普及させることが、この時点で何としてもやっておかなければならないことであるという認識のもとに行われています。フランス語の日常語の約90%をカバーする僅か二、四四〇語で、あの難しい『世界人権宣言』を書きかえ、それに絵と原文を添えたものを、実験的に子供達に与えてみて、実験グループと非実験グループの理解の程度を調査する、そういう仕事が進められています。例えば、第七条「全ての人は、法の前に平等であり、また、いかなる差別も受けることもなく、法の平等な保護を受ける権利を有する。全ての人は、この宣言に関するいかなる差別に対しても、また、このような差別のいかなる教唆に対しても、平等の保護を受ける権利を有する」という正文を、「法は全ての人に同じように同じものです。法はあらゆる人々に対して同じに適用されるべきものです」と書きかえ、それに、人間だとは分るが、どの民族、種族だとは分らない独特のキャラクターの絵を添えて、中学生ぐらいにも、直観的に分るように工夫されています。そして、順序を入れかえて、これはあなたに関わる事柄、これは社会に関わる事柄、これは国のレベルの問題というように、分類してあるのです。

次に、イギリスの中学校で、実際に使われている『ライ

フライン計画』とよばれる道徳教育の教材について、少しお話ししたいと思います。ここで、一つの考え方として、我々が非常に示唆されるのは、一つ一つの内容を教えるよりも、どんな場面にあっても、こういう考え方をしたら、道徳の問題も人権の問題も片付くのではないか、というのがあります。それは、他人の身になって考える習慣、つまり、思いやりのある生き方です。思いやりのある生き方というのは、他人の欲求とか、利害関心とか、感情とかを、考察した上で自分の行為を決定するような生き方のことです。この時、大事な事は、自分がこういうことをしたらこの人はどう思うだろうか、この人は今、本当に何を欲しているのか、を理解する為に、感受性を磨くこと、行為を選択する前に、もし自分がこうしたら何が起るだろうか、という結果を予測する力を育てることです。

この二つのことを、学校で、しっかりとやっていくならば、グローバルな問題にあたった時も解決できる、これを狙いとしています。このプロジェクトでは、以上の感受性、結果の予測能力、そして関わる人々の福祉、環境という四つのカテゴリーが、全体を貫く柱の概念とされています。それで中学生に、これを鍛えているのですが、例えば、感受性を鍛える為に、「あなたは男(女)の子に心引かれていますか、見向いてもくれませんか。あなたはど

うしますか」というような、生徒の身近な場面についての問いに答えさせ、皆で討論する時に、一つの事にしても、人は色々な感じ方をするものだということを学ばせるのです。また、結果を予測する能力をつける為に、たとえば「誰かが廃油を湖に捨てます」というようなよくある場面を与え、その結果としてどんな事が起るかあらゆる可能性を考えさせます。

このように感受性と結果を予測する能力を徐々に養っていき、最後の段階で全世界的問題、たとえばアンネ・フランクの逮捕の事件を題材とする教材を使います。授業では子ども達にラジオドラマ風に教材を提示し、それを学校で聞いた上で個々の課題に入ります。面白いのは、日本の学校のように、その課題も、さあ感想カードを書きなさい、と、全員同じことをやるのではないことです。文章を書くのが好きな子には、「あなただったら逮捕の記事をどう書きますか」、絵を書くのが好きな子には、「逮捕や迫害という題で絵を書きなさい」、というように、ヒントをあげて、「得意だと思ふものを書いてみなさい。この中にあなたのがやってみることがなければ、他の何でもいいのです」と、生徒の自主性を重んじる形でなされているのです。また時間をたっぷりかけて問題にとりくませます。

残念ながら、実際に、この授業を見る機会はなかったの

ですが、日本でなされているのと対照的で、人権の問題にしても、このように子ども達が敏感に分るような形で進められたら、随分違ったものになるのではないかと思えます。一番の日本の今日の問題というのは、思いやりがない、他人の身になれない、自分の事しか考えられない、という子ども達が、いじめをやってみたり、色々な問題を起こしていることではないでしょうか。しかも、その親である我々が、なかなかその事に気づかないでいる……。結局、感受性を鈍らせている所に問題があるのではないかと考えるにつけて、このイギリスの実践は、非常に教えられることが多いと思っております。

一応これでお話を終らせていただきます。

(奈良教育大学教員)